

●外国政府の不動産に関する権利の取得に
関する政令により財務大臣の指定する国
(昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百
三十一号)

外国政府の不動産に関する権利の取得に
関する政令(昭和二十四年政令第三百十一
号)第二条の規定により財務大臣の指定す
る国を次のように定め、外国政府の不動産
に関する権利の取得に関する政令により国
を指定する告示(昭和二十七年四月外資委
員会告示第四号)は、廃止する。

次に掲げる国以外の国

一 英国

二 オーストラリア

三 ニュージールランド

四 カナダ

五 パキスタン

六 フランス

七 アメリカ合衆国

八 スリランカ

九 オランダ

十 メキシコ

十一 アルゼンチン

十二 エルサルバドル

十三 ブラジル

十四 カンボジア

十五 ドミニカ共和国

十六 エチオピア

十七 ペルー

十八 ベトナム

十九 ノルウエー

二十 ラオス

二十一 ベネズエラ

二十二 トルコ

二十三 大韓民国

二十四 イタリア

二十五 削除

二十六 中華人民共和国

二十七 インド

二十八 ミャンマー

二十九 ドイツ連邦共和国

三十 バチカン

三十一 スペイン

三十二 デンマーク

三十三 スウェーデン

三十四 スイス

三十五 タイ

三十六 イスラエル

三十七 アフガニスタン

三十八 アイルランド

三十九 ポルトガル

四十 フィンランド

四十一 キューバ

四十二 ベルギー

四十三 南アフリカ共和国

四十四 コスタリカ

四十五 ニカラグア

四十六 ウルグアイ

四十七 シリア

四十八 リベリア

四十九 エジプト

五十 パラグアイ

五十一 パナマ

五十二 ハイチ

五十三 ギリシャ

五十四 ホンジュラス

五十五 レバノン

五十六 サウジアラビア

五十七 チリ

五十八 グアテマラ

五十九 オーストリア

六十 イラク
六十一 ボリビア
六十二 コロンビア
六十三 削除
六十四 エクアドル
六十五 ガーナ
六十六 アイスランド
六十七 インドネシア
六十八 イラン
六十九 ヨルダン
七十 リビア
七十一 リヒテンシュタイン
七十二 ルクセンブルク
七十三 マレーシア
七十四 モロッコ
七十五 ネパール
七十六 フィリピン
七十七 ポーランド
七十八 スーダン
七十九 チュニジア
八十 ロシア
八十一 クウェート
八十二 アルジェリア
八十三 バルバドス
八十四 ボツワナ
八十五 ブルガリア
八十六 ブルンジ
八十七 カメルーン
八十八 中央アフリカ
八十九 チャド
九十 コンゴ共和国
九十一 コンゴ民主共和国
九十二 キプロス
九十三 ベナン
九十四 赤道ギニア
九十五 ガボン

九十六 ガンビア
九十七 ギニア
九十八 ガイアナ
九十九 ハンガリー
百 コートジボワール
百一 ジャマイカ
百二 ケニア
百三 レソト
百四 マダガスカル
百五 マラウイ
百六 モルディブ
百七 マリ
百八 マルタ
百九 モーリタニア
百十 モーリシャス
百十一 モナコ
百十二 モンゴル
百十三 ナウル
百十四 ニジエール
百十五 ナイジェリア
百十六 ルーマニア
百十七 ルワンダ
百十八 削除
百十九 セネガル
百二十 シエラレオネ
百二十一 シンガポール
百二十二 ソマリア
百二十三 削除
百二十四 エスワティニ
百二十五 タンザニア
百二十六 トーゴ
百二十七 トリニダード・トバゴ
百二十八 ウガンダ
百二十九 ブルキナファソ
百三十 サモア
百三十一 イエメン

- 百三十二 ザンビア
百三十三 バーレーン
百三十四 バングラデシュ
百三十五 ブータン
百三十六 フィジー
百三十七 オマーン
百三十八 カタール
百三十九 トンガ
百四十 アラブ首長国連邦
百四十一 パプアニューギニア
百四十二 ブルネイ
百四十三 ウクライナ
百四十四 ウズベキスタン
百四十五 エストニア
百四十六 カザフスタン
百四十七 クロアチア
百四十八 サンマリノ
百四十九 スロバキア
百五十 スロベニア
百五十一 チェコ
百五十二 ベラルーシ
百五十三 ボスニア・ヘルツェゴビナ
百五十四 リトアニア
百五十五 セルビア・モンテネグロ
百五十六 パラオ
百五十七 マーシャル
百五十八 ミクロネシア
百五十九 ジブチ
百六十 ジンバブエ
百六十一 モザンビーク
百六十二 アンゴラ
百六十三 ベリーズ
百六十四 アルバニア
百六十五 エリトリア
百六十六 キルギス
百六十七 東ティモール
- 百六十八 アゼルバイジャン
百六十九 ラトビア
百七十 グルジア
百七十一 タジキスタン
百七十二 アルメニア
百七十三 コソボ
百七十四 ナミビア
百七十五 マケドニア旧ユーゴスラビア
- 共和国
百七十六 南スーダン共和国
百七十七 トルクメニスタン
百七十八 モルドバ